

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

活動のポイント	関係機関
1 災害態様に応じた部隊配備 2 効率的な消防隊の運用 3 救助用資機材の現況把握及び調達体制の確立 4 消火活動、救助・救急活動 ⇒ 人命救助活動を最優先 5 応援要請 ⇒ 府、他市町村、自衛隊 〔情報提供事項〕 ⇒ ①災害状況、②地理など	公民協働推進室 消防本部 消防団 和泉警察署 自衛隊

第1 計画の方針

市、消防本部・消防団、府、和泉警察署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動、救助・救急活動を実施する。

第2 災害発生状況の把握

関係機関、参集職員、消防団員等からの情報、地域住民等からの通報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、初動体制を整えるとともに、消防本部等防災関係機関に災害の状況を報告する。

また、ヘリコプター、高所カメラ（おおさか防災ネット：和泉葛城山）等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

第3 消火活動

- 1 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- 2 延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

第4 救助・救急活動

大規模災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対しては、次の組織的な対策をとる。

- 1 和泉警察署及び関係機関との密接な連携の下、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- 2 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

第5 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合には、市と防災協定を締結しているリース業者及び建設土木業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

第6 応援要請

市は、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合には、府、他の市町村などに応援を要請する。また、必要に応じて、自衛隊の派遣について知事に要請を要求する。

この場合、災害の状況、地理などの情報を応援市町村に対して提供する。

第7 現地調整所の設置

市は、和泉警察署、府、自衛隊等と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第8 自主防災組織等による活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、速やかに市、消防本部・消防団に通報するとともに、自発的に消火活動、救助・救急活動を実施する。また、救出活動を行うにあたっては消防本部、和泉警察署など防災関係機関との連携を図る。

第9 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

資料編 ③－11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準